

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

係る等級の決定等について)の一部を次のように改正し、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和五十八年七月一日におけるゴルフ場の利用に對して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級については、なお従前の例による。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

◇告示 娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定等の一部改正

ゴルフ場に類する施設の娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定の一部改正

保険医療機関等の指定

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定(五件)

保安林の指定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出

採石業務管理者試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第五百二十三号

昭和五十一年三月鳥取県告示第二百五十一号(娯楽施設利用税の税率に

第一号の表を次のように改める。

等級	ホール数が一八ホール以上 のもの	ホール数が一八ホール未満 のゴルフ場
一級	利用料金が一、〇〇〇円以上	
二級	利用料金が九、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満のもの	
三級	利用料金が六、〇〇〇円以上 九、〇〇〇円未満のもの	
四級	利用料金が五、〇〇〇円以上 六、〇〇〇円未満のもの	
五級	利用料金が四、〇〇〇円以上 五、〇〇〇円未満のもの	
六級	利用料金が三、〇〇〇円以上 四、〇〇〇円未満のもの	
七級	利用料金が三、〇〇〇円未満 のもの	利用料金が四、〇〇〇円未満 のもの

## 鳥取県告示第五百二十四号

昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十九号（ゴルフ場に類する施設の、娯楽施設利用税の税率に係る等級の決定について）の一部を次のように改正し、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和五十八年七月一日前におけるゴルフ場に類する施設の利用に対して課する娯楽施設利用税の税率に係る等級については、なお従前の例による。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表を次のように改める。

等級	利 用 料 金	ホ ー ル 数
四級	一級 二、〇〇〇円以上	
三級	二級 二、〇〇〇円未満以上	
二級	一級 二、〇〇〇円未満以上	六 ホ ー ル 以 上

第二号中「三級」を「四級」に改める。

## 鳥取県告示第五百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小松内科	鳥取市今町一丁目二二三	昭和五十八年六月六日
周防内科医院	米子市上後藤三三四	昭和五十八年六月十二日
永井整形外科医院	米子市上後藤二二四一三	昭和五十八年六月一日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三一一	"
勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四	"
東薬局	米子市彦名町四二三三	"
合資会社川人薬局	米子市茶町六九	"
福羅医院	鳥取市永楽温泉町三八六	"
森根商事ビル内		

## 鳥取県告示第五百二十六号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（上野地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年六月四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百二十七号

昭和五十八年三月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた別府地区向田工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

- 三 昭和五十八年六月十一日から二十日間  
八東町役場

昭和五十八年六月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
用瀬町役場四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百二十八号

昭和五十八年三月二十六日付けで八東町から申請のあつた佐崎地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

八東町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百二十九号

昭和五十八年四月十一日付けで鳥取市から申請のあつた明豊地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百三十号

昭和五十八年四月十八日付けで鳥取市から申請のあつた明豊地区第二工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

## 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

八頭郡智頭町大字波多字ダイノナル六五八の一・字北谷六五九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字入住ゴウトウ六五五の二、字深タハ六五六、六五七

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

鳥取県告示第五百三十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百八条の二第三項に規定する同意を求ることについて発起人になろうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 公 告

昭和58年6月7日に実施した第12回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和58年6月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

上 田 忠 義 奥 田 泰 文 田 村 晴 二  
大 坪 則 秋 奥 荘 博 文 田 一 格  
大 朝 彰 道 岸 清 紀 大 池 明  
下 倉 彰 史 村 佐 中 木 朝 紀  
井 之上 正 樹 木 朝 紀  
才 木 美 惠 子 清 戶 長 渡  
井 佐 藤 篤 美 佐 渡

大 坪 則 佳 司 則 伸 田 垣 善 介  
大 朝 彰 道 岸 清 戸 美 沢 渡  
下 倉 彰 史 村 佐 中 木 朝 紀  
井 之上 正 樹 木 朝 紀  
才 木 美 惠 子 清 戸 美 沢 渡  
井 佐 藤 篤 美 佐 渡

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧		
発起人になるうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所 期 間
氣高郡氣高町大字酒津六四九河内種	酒津加入区	漁業	昭和五十八年六月十日から四月三十日
氣高郡氣高町大字酒津三七一辰巳	酒津加入区	漁業	昭和五十八年六月十日から四月三十日
八束水一五七〇浜辺昭	浜村加入区	漁業	昭和五十八年六月十日から四月三十日
八束水一五八六田測昭	浜村加入区	漁業	昭和五十八年六月十日から四月三十日
氣高郡青谷町大字青谷二〇一九島	夏泊加入区	夏泊漁業協同組合	昭和五十八年六月十日から四月三十日
氣高郡青谷町大字青谷二〇一三戸八	夏泊加入区	夏泊漁業協同組合	昭和五十八年六月十日から四月三十日
氣高郡青谷町大字青谷二〇一五河内種	夏泊加入区	夏泊漁業協同組合	昭和五十八年六月十日から四月三十日
氣高郡青谷町大字青谷二〇一五河内種	夏泊加入区	夏泊漁業協同組合	昭和五十八年六月十日から四月三十日